条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に関連法人等」に、「前項にかかわらず当該関連会社」を「前項の規定にかかわらず、当該関連法人等」に、「基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社」を「自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等」に、「第十三条に定める基本的項目の額」を「第十一条の算式における自己資本の額」に改め、「及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額」を削り、同条第三項中「第一項に定める」を削り、「以下」を「次条第五項において」に、「第一項又は第二項の自己資本の額」を「前二項に規定する国内基準行調整自己資本額」に改める。

第二条第一項から第四項までを次のように改める。

海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額（次項において「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第十九条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額（自己資本比率告示第十九条第三号の算式における連結Ｔｉｅｒ２資本の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

２　前項の信用金庫連合会の子会社等に関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額、連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額（同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額（同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額の合計額を加えたものとする。

３　前二項の連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額及び連結Ｔｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を考慮しない。ただし、この場合においても、連結Ｔｉｅｒ２資本の額は、連結普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に連結その他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を超えない額とする。

４　前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額に相当する額の算定について準用する。

第二条第五項中「前二項の自己資本の額」を「同項又は第二項の国際基準行調整自己資本額」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

**第六条**　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十号）の一部を次のように改正する。

「信用協同組合等（」を削り、「又は」の下に「協同組合連合会（」を加え、「以下同じ。）」、「基本的項目の額（」及び「三月二十七日」を削り、「。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額」を「）第十一条の算式における自己資本の額」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

**第七条**　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「基本的項目の額（」、「（昭和二十四年法律第百八十三号）」及び「三月二十七日」を削り、「以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう」を「次項において「自己資本比率告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする」に改める。

第二項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社」を「信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に関連法人等」に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」に、「前項にかかわらず当該関連会社」を「前項の規定にかかわらず、当該関連法人等」に、「基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社」を「自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等」に、「第十三条に定める基本的項目の額」を「第十一条の算式における自己資本の額」に改め、「及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額」を削る。

第三項中「第一項又は第二項の自己資本の額」を「前二項に規定する調整自己資本額」に改める。

**○金融庁告示第二十五号**

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月二十八日から適用する。

平成二十六年三月二十八日　　金融庁長官　畑中龍太郎

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正）

**第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正）

**第二条**　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を次のように改正する。

前文中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

**○金融庁告示第二十六号**

銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）第五条及び第七条第六項の規定に基づき、銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日　　金融庁長官　畑中龍太郎